規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項(JIS C 9335-1(以下、第1部)の規	
第1項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当		定による。)	
		それがないよう設計されるものとする。			機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人	
					体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機	
					能する構造でなければならない。	
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当		第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当		వ.	
		良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。		箇条 22	箇条 22 構造	
				22.7	22.7 通常、過圧防止安全装置は、製造業者だけが利用で	
					きる工具を用いない限り、動作不能にすること、又は高い	
					圧力に設定することができないような構造でなければな	
					らない。	
				22.104	22.104 コインボックス、その他の支払手段のための容器	
					は、あふれることによって、危険が生じるおそれがないよ	
					うに位置を定めるか、又は保護しなければならない。	
				箇条 23	箇条23 内部配線	
				23.102	23.102 メンテナンス領域の中で、可触であって、かつ、	
					通常動作中に動く内部配線は、損傷を受けないような構造	
					でなければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当		第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次によ	
第1項	る設計等	態の発生を防止するとともに、発生時におけ	□非該当		る。	
		る被害を軽減する安全機能を有するよう設		箇条 20	箇条20安定性及び機械的危険	
		計されるものとする。		20.2	20.2 使用者領域において、運動エネルギーが4Jを超える	
					運動部分を覆うカバーは、工具を用いてだけ取り外すこと	
					ができる場合を除き、可動部品が停止しているときにだけ	
					取り外すことができるようにインタロックしていなけれ	
					ばならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.101	22.101 インタロックが必要な場合、機器は、解除キーを	
					使用した場合だけ、インタロックを解除することができる	
					構造でなければならない。使用者領域では、温度過昇防止	
					装置を復帰することができてはならない。	
				22.103	22.103 レーザを内蔵する機器は、レーザシステムとして	
					扱い、JIS C 6065 の 6.2 (レーザ放射) を満足しなければな	
					らない。	
					6.2 レーザ放射	
					6.2.0A 一般事項	
					機械的安全インタロック装置は、フェイルセーフでなけ	
					ればならない。	
				22.106	22.106 同時に通電できる加熱素子及びモータの数を制限	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条					するプログラマブル電子回路によって制御される機器の	
第1項					場合、加熱素子及びモータのあらゆる組合せの同時起動に	
続き					よって、機器が危険な状態になってはならない。	
				箇条 24	箇条 24 部品	
				24.103	24.103 加熱素子を遮断し、かつ、機器に組み込まれてい	
					る温度過昇防止装置は、自由引外し機構を備えていなけれ	
					ばならない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前項の規定による措置のみによ	■該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項	る設計等	ってはその安全性の確保が困難であると認	□非該当		ప .	
		められるときは、当該電気用品の安全性を確		箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	
		保するために必要な情報及び使用上の注意		7.12.1	7.12.1 動く乗り物の据付説明(書)には、機器の周囲に安	
		について、当該電気用品又はこれに付属する			全の操作のために必要な自由空間の範囲を記載しなけれ	
		取扱説明書等への表示又は記載がされるも			ばならない。	
		のとする。		7.12.101	7.12.101 メンテナンス操作中のために特別な注意を払う	
					必要がある場合は、その詳細を提供しなければならない。	
					メンテナンス説明(書)には、メンテナンス領域にアクセ	
					スする方法を記載しなければならない。それらは、サービ	
					ス領域にアクセスする方法についての説明(書)を含んで	
					はならない。	
				7.12.101.1	7.12.101.1 機器用インレットをもち、清掃のために水中に	
					一部分又は完全に浸せきする機器のメンテナンス説明	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

	技術基準		該当		規格	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条					(書) には、次の趣旨を記載しなければならない。	
第2項					-機器を清掃する前に、コネクタを遮断しなければならな	
続き					V)	
					-機器を再使用する前に、機器用インレットを乾燥しなけ	
					ればならない	
					IPX5 以上を要求しない機器のメンテナンス説明 (書) に	
					は、機器は高圧水洗浄機によって掃除してはならない旨を	
					記載しなければならない。	
				7.12.101.2	7.12.101.2 解除キーの使用によって、可動部分にアクセス	
					が可能である場合には、適切な警告をメンテナンス説明	
					(書)の中に記載しなければならない。	
				7.12.101.3	7.12.101.3 メンテナンス説明(書)には、機器とともに用	
					いる可能性がある附属品リストを記載しなければならな	
					\ \\`\`	
				7.12.101.4	7.12.101.4 水を使用する機器のメンテナンス説明(書)に	
					は、氷結を防止するための方法又は氷結が発生した場合、	
					安全な操作を確保する方法についての詳細を記載しなけ	
					ればならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.103	22.103 レーザを内蔵する機器は、レーザシステムとして	
					扱い、JIS C 6065 の 6.2 (レーザ放射) を満足しなければな	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	W=	項目番号	規定タイトル・概要	
第三条					らない。	
第2項					6.2 レーザ放射	
続き					6.2.0A 一般事項	
					機器に、レーザクラスの分類を表示しなければならな	
					٧٠٠	
				箇条 24	箇条 24 部品	
				24.101	24.101 相互接続コードの接続装置は、危険が生じるおそ	
					れがある場合、それらが機器内のその他の接続装置と互換	
					性があるときは、識別しておかなければならない。	
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当		第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。(た	
	ける安全機能の	供用期間中、安全機能が維持される構造であ	□非該当		だし第1部箇条18を除く。)	
	維持	るものとする。		箇条 22	箇条 22 構造	
				22.103	22.103 レーザを内蔵する機器は、レーザシステムとして	
					扱い、JIS C 6065 の 6.2 (レーザ放射) を満足しなければな	
					らない。	
					6.2 レーザ放射	
					6.2.0A 一般事項	
					機械的安全装置は、規定の回数の開閉試験に耐えなけれ	
					ばならない。	
				箇条 23	箇条 23 内部配線	
				23.3	23.3 内部配線は、次の折曲げ試験の結果、異常を生じて	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条					はならない。	
続き					-通常使用時に折れ曲がる導体の場合、200000回	
					- 景品の補充及び硬貨の回収中に曲がる導体の場合には、	
					10 000 回	
					ーその他の場合には、2000回	
第五条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用され	■該当		第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。	
	場所を考慮した	る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は	□非該当	箇条 6	箇条 6 分類	
	安全設計	物件に損傷を与えるおそれがないように設		6.2	6.2 屋外用機器は、IPX4以上でなければならない。高圧水	
		計され、及び必要に応じて適切な表示をされ			洗浄機によって清掃する機器又は高圧水洗浄機を使用す	
		ているものとする。			るおそれがある場所に据え付ける機器は、IPX5 以上でな	
					ければならない。通常使用で高圧水洗浄機を用いる機器	
					は、高圧水洗浄機を電気部品の外郭に向ける可能性がある	
					場合、IPX5 以上でなければならない。それ以外は、IPX4	
					以上とする。	
				箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	
				7.12.1	7.12.1 据付説明 (書) には、機器が屋外使用に適している	
					か否かを記載しなければならない。 IPX5 以上を要求しな	
					い機器の取扱説明(書)には、高圧水洗浄機が使用できる	
					場所への設置に適していない旨を記載しなければならな	
					V.°°	
				箇条 22	箇条 22 構造	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	以 当	項目番号	規定タイトル・概要	
第五条				22.102	22.102 メンテナンス領域用のアクセスキーだけで、サー	
続き					ビス領域にアクセスできてはならない。	
				22.105	22.105 子供用乗り物の座席は、床から 1.5 m を超える高さ	
					まで調節できてはならない。調節可能な座席をもつ子供用	
					乗り物は、乗客を拘束する手段を備えなければならない。	
					乗客が落ちないように設けた柵の隙間は、全て、60~75	
					mmの範囲でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定され	■該当		第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。	
	る部品及び材料	る使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	□非該当	箇条 25	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものと		25.7	25.7 屋外使用を意図した機器の電源コードは、ポリクロ	
		する。			ロプレン被膜で、オーディナリークロロプレンシース付き	
					コードと同等以上の特性でなければならない。これらの機	
					器を地面の上に置くことを意図している場合、電源コード	
					は、ヘビークロロプレンシース付きコードと同等以上の特	
					性でなければならない。	
第七条	感電に対する保	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応	■該当		第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次によ	
第1号	護	じ、感電のおそれがないように、次に掲げる	□非該当		る。	
		措置が講じられるものとする。		箇条 23	箇条 23 内部配線	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと		23.101	23.101 容易に取替えができる内部配線の固定は、次の構	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に			造及び配置でなければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	PX-I	項目番号	規定タイトル・概要	
第七条		保護すること。			一配線は、固定用の締めねじが可触である場合、固定用の	
第1号					締めねじに触れてはならない	
続き					-クラスⅡ機器の場合、固定具は、絶縁物製、又は金属製	
					の場合は付加絶縁によって可触金属部分から絶縁する	
					構造でなければならない	
第七条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ	■該当		第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次によ	
第2号	護	うに抑制されていること。	□非該当		る。	
				箇条 16	箇条 16 漏えい電流及び耐電圧	
				16.2	16.2 クラス OI 機器に対しては、無線妨害雑音抑制用フィ	
					ルタを取り付けた状態で1 mA の限度値を超えてはならな	
					V.	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	■該当		第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。	
		おそれがある内外からの作用を考慮し、か	□非該当	箇条 23	箇条23 内部配線	
		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た		23.101	23.101 容易に取替えができる内部配線の固定は、次の構	
		れるものとする。			造でなければならない。	
					- 配線は、配線上に直接押さえ付ける金属ねじによって、	
					締め付けてはならない	
					-クラス 0 構造部分を除き、クラス 0I 機器及びクラス I	
					機器の場合、固定具は、絶縁物製、又は絶縁裏打ちを備	
					えている構造とする	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源か	電気用品には、発火によって人体に危害を及	■該当	箇条11	箇条11 温度上昇(第1部の規定による。)	
	らの保護	ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない	□非該当		木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超	
		ように、発火する温度に達しない構造の採			えてはならない。	
		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措		箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
		置が講じられるものとする。			異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機	
					器から漏れてはならない。	
				箇条30	箇条 30 耐熱性及び耐火性	
				30.2	30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性を	
					もっていなければならない。(第1部の規定による。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当		第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。	
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当	箇条 11	箇条11 温度上昇	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等		11.8	11.8 通常使用時に継続して手で保持するハンドル及び類	
		の火傷を防止するための設計その他の措置			似の部品に適用する温度上昇の限度値は、座席にも適用し	
		が講じられるものとする。			なければならない。使用者領域でのその他の表面の温度上	
					昇は、短時間だけ保持するハンドル及び類似の部分に対し	
					て規定した限度値を超えてはならない。	
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性に	■該当		第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次に	
条第1項	よる危害の防止	よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に	□非該当		よる。	
		よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷		箇条 20	箇条 20 安定性及び機械的危険	
		を与えるおそれがないように、適切な設計そ		20.2	20.2 使用者領域において、運動エネルギーが4Jを超える	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一		の他の措置が講じられるものとする。			運動部分を覆うカバーは、工具を用いてだけ取り外すこと	
条第1項					ができる場合を除き、可動部品が停止しているときにだけ	
続き					取り外すことができるようにインタロックしていなけれ	
					ばならない。	
第十一	機械的危険源に	電気用品には、通常起こり得る外部からの機	■該当		第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次に	
条第2項	よる危害の防止	械的作用によって生じる危険源によって人	□非該当		よる。	
		体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える		箇条 21	箇条21機械的強度	
		おそれがないように、必要な強度を持つ設計		21.1	21.1 機器の使用者領域に、床埋込形機器の場合 2.0 J 、そ	
		その他の措置が講じられるものとする。			の他の機器の場合1.0Jの衝撃を3回加える。試験後、機	
					器は、この規格に適合しなくなるような損傷があってはな	
					らない。	
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。)	
条	よる危害又は損	質が流出し、又は溶出することにより、人体	□非該当		異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器か	
	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお			ら漏れてはならない。	
		それがないものとする。		箇条 22	箇条22 構造	
				22.22	22.22 機器は、アスベストを含んではならない。 (第1部	
					の規定による。)	
				22.23	22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第	
					1部の規定による。)	
				22.41	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込ん	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二					ではならない。(第1部の規定による。)	
条続き				箇条 32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	
					の規定による。)	
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ	■該当		第1部の第十三条に該当する規定によるほか、次による。	
条	せられる電磁波	る電磁波が、外部に発生しないように措置さ	□非該当	箇条 22	箇条 22 構造	
	による危害の防	れているものとする。		22.103	22.103 レーザを内蔵する機器は、レーザシステムとして扱	
	止				い、JIS C 6065 の 6.2 (レーザ放射) を満足しなければなら	
					ない。	
					6.2 レーザ放射	
					6.2.0A 一般事項	
					レーザシステムをもつ機器は、通常動作状態及び故障状	
					態の下で、レーザ放射に対して人体を保護できる構造で	
					なければならない。	
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転	
条	した安全設計	無監視状態での運転においても、人体に危害	□非該当	19.7	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験	
		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが			において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。	
		ないように設計され、及び必要に応じて適切			(第1部の規定による。)	
		な表示をされているものとする。		19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータ	
					をもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、	
					過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えて	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

	技術基準		該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 □	項目番号	規定タイトル・概要	
第十四					はならない。(第1部の規定による。)	
条続き				箇条 22	箇条22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるた	
					めのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規	
					定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	
					機器が始動できないようにしなければならない。(第1部	
					の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠	
					隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなけ	
					ればならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されているこ	
					とを示す視覚的表示がなければならない。 (第1部の規定	
					による。)	
				箇条 30	箇条 30 耐熱性及び耐湿性	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態	
					で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わ	
		_			なければならない。(第1部の規定による。)	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。)	
条第1項	び停止による危	を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当		異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして	
	害の防止	ないものとする。			はならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

技術基準		該当	規格		補足	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	■該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次に	
条第2項	び停止による危	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	□非該当		よる。	
	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの		箇条 24	箇条24 部品	
		とする。		24.103	24.103 箇条 19 の規定を満たすために加熱素子を遮断し、	
					かつ、機器に組み込まれている温度過昇防止装置は、非自	
					己復帰形でなければならない。	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。)	
条第3項	び停止による危	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当		異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして	
	害の防止	それがないものとする。			はならない。	
第十六	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系	■該当	箇条 10	箇条10入力及び電流(第1部の規定による。)	
条	合せ	統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	□非該当		機器に定格入力(定格電流)が表示されている場合、通常	
		常な電流に対する安全装置が確実に作動す			動作温度における入力(電流)は、許容値を超える差があ	
		るよう安全装置の作動特性を設定するとと			ってはならない。	
		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が		箇条 19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。)	
		異常な電流に耐えることができるものとす			故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保	
		వ .			する場合は、適切なものを選ばなければならない。	
				箇条 25	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.8	25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表	
					第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定す	
					る値以上の公称断面積をもつものでなければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	μ⁄\—	項目番号	規定タイトル・概要	
					(第1部の規定による。)	
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	■該当	箇条 19	箇条 19 異常運転	
条	する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防止	□非該当	19.11	19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品におけ	
		する構造であるものとする。			る任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障	
					状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な	
					量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、	
					温度上昇は規定の値を超えてはならない。(第1部の規定	
					による。)	
				19.11.4	19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュ	
					ニティ試験を実施しなければならない。(第1部の規定に	
					よる。)	
				箇条 29	箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁(第1部の規定	
					による。)	
					機器は、受ける可能性がある電気的ストレスに耐えるのに	
					適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	■該当		_	J55014-1 等の別
条		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	□非該当			規格で規定され
		音を発生するおそれがないものとする。				ている。
第十九	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の	■該当		第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。	
条		注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法	□非該当	箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

技術基準		該当	規格		補足	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九		律第百四号)によるものを除く。)を、見や		7.1	7.1 機器用コンセントを内蔵した機器の場合、電圧、電源	
条続き		すい箇所に容易に消えない方法で表示され			の種類、及び電流又は出力を機器用コンセントの近傍に表	
		るものとする。			示しなければならない。	
第二十	表示等(長期使	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定	□該当	_	_	_
条第1号	用製品安全表示	によるほか、当該各号に定めるところによ	■非該当			
	制度による表	వ 。				
	示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電				
		気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに				
		限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる				
		換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所				
		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない				
		方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製				
		品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				
		標準使用期間をいう。以下同じ。)				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

技術基準		該当	規格		補足	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十	表示等(長期使	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機	□該当	_	_	_
条第2号	用製品安全表示	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当			
	制度による表	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事				
	示)	項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期使	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置	□該当	_	_	_
条第3号	用製品安全表示	を有するものを除く。)及び電気脱水機(電	■非該当			
	制度による表	気洗濯機と一体となっているものに限り、産				
	示)	業用のものを除く。) 機器本体の見やすい				
		箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え				
		ない方法で、次に掲げる事項を表示するこ				
		と。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				

規格番号: JIS C 9335-2-82: 2017

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	µ∧.⊐	項目番号	規定タイトル・概要	
第二十	表示等(長期使	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの	□該当	_	_	_
条第4号	用製品安全表示	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体	■非該当			
	制度による表	の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、				
	示)	容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表				
		示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				